

湯来南運動広場をご利用のみなさまにお願い

●利用上のお願い

- ・運動広場を利用される方は、事前に湯来体育館の受付で利用申請等の手続きをお願いします。
- ・利用種目によっては、施設の状況及び安全管理の面から利用内容の制限をお願いすることがありますので、職員の指示に従ってください。
- ・利用時間は、準備・片付けの時間を含んでおりますので、速やかな交代と利用時間の厳守をお願いします。
- ・湯来南小学校区に避難指示が発令された場合は臨時休場となります。利用中に中止をお願いすることがあります。
- ・雷注意報の発令状況（気象庁ナウキャスト雷活動度レベル2以上）により利用中に中止をお願いすることがあります。
- ・熱中症予防のために全国暑さ指数（WGBT）に沿った活動をお願いします。
- ・施設内におけるケガ・事故・盗難等トラブルについては、一切の責任を負いかねます。
- ・ごみは各自で持ち帰るようお願いします。
- ・運動広場内にペットを連れての入場はご遠慮ください。
- ・次項の「人工芝利用に関する注意事項」を含めルールを守らないで利用をした場合や職員の指示に従わない場合は、直ちに利用を中止させるとともに、次回以降の利用をお断りする場合があります。その場合の利用料金の返還はできません。
- ・営利を目的としたスクール等をご遠慮ください。
- ・その他不明な点は、職員にお尋ねください。

●人工芝の利用に関するお願い

- ・原則として雨天等でも利用は可能としておりますが、積雪、荒天等により利用に危険と判断した場合は利用を制限する場合があります。
- ・8人制コート（半面利用）を利用される場合、人工芝の保護のために2コートの利用頻度が均等になるように調整させていただく場合がありますので、職員の指示に従ってください。
- ・金属製のスパイクは使用できません。
- ・必ずシューズの泥や小石等を落として利用してください。また、退場の際には体やシューズについているゴムチップを掃って退場してください。
- ・人工芝のゴムチップを故意に掘り起こさないでください。
- ・石灰等は利用できません。
- ・人工芝に専用品以外のガムテープを貼ったり、杭やピンを打ち込むことはできません。
- ・重量物、危険物や利用に不要なものは人工芝内へ持ち込まないでください。
- ・人工芝エリアでは水分補給以外の飲食はできません。
- ・フェンスやフェンス外に向けて故意にボールを投げたり・蹴ることは禁止します。
- ・フェンスを越えたボール等により、第三者に損害（人や車・物品の損傷等）が生じた場合の対応は、利用者の責任において行っていただき、施設管理では一切の責任を負えません。
- ・サッカーゴールなどの用具の設置は利用される方をお願いします。使用後は元の指定場所に返却をお願いします。
- ・その他人工芝を傷める行為は禁止です。万一運動広場や施設等を損傷した場合は、直ちに職員へ連絡してください。（実費弁償いただくことがあります。）

●施設入場制限

広島市の条例に定められている次の各号に該当することに対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることがあります。

（スポーツセンター条例第7条）

- (1)伝染性の病気にかかっていると認められる者。
- (2)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者。
- (3)秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められる者。
- (4)管理上必要な指示に従わない者。
- (5)その他管理運営上支障があると認められる者。

（運動場条例第6条）

- (1)泥酔者
- (2)伝染性の病気にかかっていると認められる者
- (3)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (4)秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (5)その他管理運営上支障があると認められる者